

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

令和2年1月27日

1 軽度者に対する福祉用具の例外給付について①

要支援1・2及び要介護1～3の方に対する表1に示した福祉用具の貸与については原則として保険給付の対象外（要介護2・3の方は力のみ対象外）となっています。ただし、厚生労働省告示第94号第31号のイの状態像に該当する方は、例外的に保険給付の対象として認められており、その際には市高齢者支援課への届出も不要となっています。

表1

対象外種目	厚生労働省告示第94号第31号のイの状態像	左記状態像への該当基準
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3 できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	「主治医から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」を基に <u>ケアマネジャー等が判断</u>
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3 できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3 できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3 できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1「1 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2 できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1 ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3 できない」
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3 一部介助」又は「4 全介助」
(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	ア(2)と同様	
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）	次のいずれにも該当する者	
	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4 全介助」

2 軽度者に対する福祉用具の例外給付について②

上記1の対象とならない方でも、表2に示したi)～iii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより対象外種目の貸与が特に必要であると判断される場合には、市高齢者支援課へ「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認届出書」(以下「届出書」という。)を提出することにより算定が可能となります。

表2 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像

<p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示31号のイに該当する者 〈例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象〉</p> <p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に利用者等告示31号のイに該当することが確実に見込まれる者 〈例：がん末期の急速な状態悪化〉</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から頻繁に利用者等告示31号のイに該当すると判断できる者 〈例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避〉</p>
--

3 市高齢者支援課への確認までの流れについて

(1) 被保険者の状態の確認

ケアマネジャー等は、認定調査票等を参考とし、被保険者の状態が表2のi)～iii)に該当する可能性があるかどうか確認してください。

(2) 医師への照会

ケアマネジャー等は、上記(1)により、福祉用具の貸与が適当と判断した場合は、当該被保険者の状態が表2のi)～iii)に該当するかどうか、次のいずれかの方法により、医師に意見を求めてください。

- ①主治医意見書による確認
- ②医師の診断書等による確認
- ③医師からの聴き取りによる確認

(3) サービス担当者会議の開催

医師への照会により表2のi)～iii)に該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャー等はサービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかどうかを判断してください。

(4) 市高齢者支援課による確認

サービス担当者会議において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であると判断した場合は、届出書に居宅(介護予防)サービス計画書、サービス担当者会議の記録、医師の所見等を添付して市高齢者支援課に提出してください。

4 届出書による例外給付の有効期間について

開始日 届出書を受理した日の属する月の1日とします。

※開始日以前に福祉用具の貸与を受けた場合、保険給付の対象とならず、後日給付費を返還していただくこととなります。ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合など、合理的でやむを得ない理由等により、提出が遅れる場合は開始日を遡ることも可能ですので、必ず市高齢者支援課に相談してください。

終了日 終了日については特に設けていませんが、表3の(1)～(4)のいずれかに該当した場合は、1か月以内に再度届出書を市高齢者支援課に提出をしてください。

表3

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 要介護・要支援状態区分に変更が生じた場合(2) 表2のi)～iiiの状態像に変化が生じた場合(3) 貸与する福祉用具が追加・変更となった場合(4) 居宅介護（介護予防）支援事業所が変わった場合 |
|---|

5 経過措置

以前に届出書を提出している場合は本取扱いを適用し、既に本市から通知している「軽度者に係る福祉用具貸与の確認について（通知）」に記載の利用期間（終了日）はないものとして取り扱ってください。従って表3のいずれかに該当しない場合は再度届出書の提出は不要となります。

（北広島市保健福祉部高齢者支援課）